

## 第5章 事業計画

### 1 教育・保育提供区域の設定

#### (1) 「教育・保育提供区域」とは

「子ども・子育て支援法第61条」により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することが義務付けられています。

#### (2) 本町における「教育・保育提供区域」について

本町では、児童人口の推計や町の保育・教育の現状分析、アンケート調査から算出されたニーズ量、国による区域設定の諸条件等を総合的に勘案した結果、町全体を提供区域とした場合、需要量と供給量について現在の施設定員で十分な対応が可能であることから、本町では、町域全域を1つの提供区域として設定することとします。

## 2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

| 認定区分 | 対象者                             | 利用できる施設           |
|------|---------------------------------|-------------------|
| 1号認定 | 満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども | 幼稚園、認定こども園        |
| 2号認定 | 満3歳以上の保育を必要とする就学前の子ども           | 保育所、認定こども園        |
| 3号認定 | 満3歳未満の保育を必要とする就学前の子ども           | 保育所、認定こども園、小規模保育等 |

### (1) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した学校教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障がい児・外国につながる幼児等特別な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

【1号認定：3～5歳（教育のみ）】

【2号認定：3～5歳（保育の必要性あり）】の幼稚園ニーズ

<第2期計画>

| (単位：人)         |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|----------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①<br>量の<br>見込み | 1号        | 206   | 208   | 208   | 202   | 194   |
|                | 2号        | 147   | 149   | 149   | 144   | 139   |
|                | 計         | 353   | 357   | 357   | 346   | 333   |
| ②<br>確保        | 特定教育・保育施設 | 350   | 350   | 350   | 525   | 525   |
| ②-①            |           | ▲3    | ▲7    | ▲7    | 179   | 192   |

<第2期実績>

| (単位：人)  |           | 令和2年度 |
|---------|-----------|-------|
| ①<br>実績 | 1号        | 106   |
|         | 2号        | 107   |
|         | 計         | 217   |
| ②<br>確保 | 特定教育・保育施設 | 350   |
| ②-①     |           | 133   |

(令和3年1月末現在)

| 事業内容    | 幼稚園   | 提供体制 | 公立幼稚園3か所 |
|---------|---|------|----------|
| 確保方策の内容 | <p>量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。</p> <p>ニーズ量や実績等を検討した結果、町内3か所の公立幼稚園で実施します。<br/> <del>また、私立幼稚園通園希望者への助成として「私立幼稚園就園奨励費補助金」を支給することにより、保護者の負担軽減を図ります。</del></p> <p>2号認定のうち幼児期の学校教育の利用希望が強い者は、幼稚園にて確保を行います。</p> <p>令和5年度から町内3か所の公立幼稚園は完全2年保育の実施を予定しています。</p> |      |          |

※私立幼稚園就園奨励費補助金については、幼児教育・保育の無償化にともない、令和元年10月から廃止となっています。

【2号認定：3～5歳（保育の必要性あり）】の保育所ニーズ

<第2期計画>

| (単位：人)                |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み（2号）            |           | 341   | 346   | 346   | 335   | 322   |
| ②<br>方<br>策<br>確<br>保 | 特定教育・保育施設 | 324   | 348   | 348   | 348   | 348   |
| ②-①                   |           | ▲17   | 2     | 2     | 13    | 26    |

<第2期実績>

| (単位：人)                |           | 令和2年度 |
|-----------------------|-----------|-------|
| ①実績                   |           | 307   |
| ②<br>方<br>策<br>確<br>保 | 特定教育・保育施設 | 322   |
| ②-①                   |           | 15    |

(令和3年1月末現在)

| 事業内容    | 保育所   | 提供体制 | 公立保育所1か所<br>私立保育所8か所 |
|---------|---|------|----------------------|
| 確保方策の内容 | <p>量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。</p> <p>ニーズ量や実績等を検討した結果、女性の就業率の増加や教育・保育の無償化など、保育ニーズの増加が想定されるため、既存保育所による定員増にて確保できるところは確保し、新しい保育所の増設についても検討を行い、推進していくことで保育の確保を図ります。</p> |      |                      |

**【3号認定：0～2歳（保育のみ）】**

**<第2期計画：0歳児>**

| (単位：人)        |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み（3号）    |           | 81    | 80    | 79    | 77    | 76    |
| ②<br>方策<br>確保 | 特定教育・保育施設 | 70    | 82    | 82    | 82    | 82    |
| ②-①           |           | ▲11   | 2     | 3     | 5     | 6     |

**<第2期実績：0歳児>**

| (単位：人)        |           | 令和2年度 |
|---------------|-----------|-------|
| ①実績（3号）       |           | 54    |
| ②<br>方策<br>確保 | 特定教育・保育施設 | 73    |
| ②-①           |           | 19    |

**（令和3年1月末現在）**

**<第2期計画：1・2歳児>**

| (単位：人)        |           | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み（3号）    |           | 303   | 288   | 285   | 282   | 279   |
| ②<br>方策<br>確保 | 特定教育・保育施設 | 263   | 287   | 287   | 287   | 287   |
| ②-①           |           | ▲40   | ▲1    | 2     | 5     | 8     |

**<第2期実績：1・2歳児>**

| (単位：人)        |           | 令和2年度 |
|---------------|-----------|-------|
| ①実績（3号）       |           | 258   |
| ②<br>方策<br>確保 | 特定教育・保育施設 | 262   |
| ②-①           |           | 4     |

**（令和3年1月末現在）**

|         |   |      |                          |
|---------|---|------|--------------------------|
| 事業内容    | 保育所   | 提供体制 | 公立保育所 1 か所<br>私立保育所 8 か所 |
| 確保方策の内容 | <p>量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。</p> <p>ニーズ量や実績等を検討した結果、女性の就業率の増加や教育・保育の無償化など、保育ニーズの増加が想定されるため、既存保育所による定員増にて確保できるところは確保し、新しい保育所の増設についても検討を行い、推進していくことで保育の確保を図ります。</p> |      |                          |

## (2) 教育・保育の量の一体的提供及び推進体制の確保

子ども・子育て支援において、幼児期の教育・乳幼児期の保育を担う幼稚園、保育所等の役割は重要なものであり、必要な全ての子どもや保護者が、教育・保育の提供を受けることができる環境を整備する必要があります。

幼稚園・保育所としてこれまで培ってきた知識・技能等、双方の良さを活かした認定子ども園の普及・促進を図り、乳児期から小学校就学前までの発達段階に応じたより質の高い教育・保育の提供に努めるとともに、小学校との情報交換を密にし、円滑な接続を図っていきます。

## (3) 産後の休業、育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

保護者が産休・育児休業明けの保育を希望する時期に、円滑に教育・保育施設等を利用できるよう、休業中の保護者に情報提供するとともに、教育・保育施設や小規模保育施設等の計画的な整備に努め、保護者の就労状況やその変化に柔軟に対応し、待機児童が生じない体制の整備を進めます。

### 3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み 及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で13事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

#### (1) 利用者支援事業

##### 事業の概要

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

##### 提供体制・確保方策

これまでは「特定型」として、民生児童課の窓口において、専門職員等が情報提供や必要に応じた相談・助言等に対応してきました。令和2年度からは「母子保健型」として、新たに設置する子育て世代包括支援センターにおいて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

#### <第2期計画>

| (単位：か所) |       | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み  |       | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |
| ②確保方策   | 特定型   | —     | —     | —     | —     | —     |
|         | 母子保健型 | 1     | 1     | 1     | 1     | 1     |

#### <第2期実績>

| (単位：か所) |       | 令和2年度 |
|---------|-------|-------|
| ①実績     |       | 1     |
| ②確保方策   | 特定型   | —     |
|         | 母子保健型 | 1     |

(令和3年1月末現在)

## (2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

### 事業の概要

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

### 提供体制・確保方策

私立認可保育所であるみどり保育園が、専用施設（みどり子育てステーション）を設け、地域子育て支援拠点事業を実施しています。令和元年度からは認定こども園めばえでも同事業を実施しており、町内2か所の実施体制となっています。

引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

### <第2期計画>

| （単位：人回）   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み    | 5,197 | 5,132 | 5,111 | 4,999 | 4,864 |
| ②確保方策（か所） | 2     | 2     | 2     | 2     | 2     |

### <第2期実績>

| （単位：人回）   | 令和2年度 |
|-----------|-------|
| ①実績       | 4,115 |
| ②確保方策（か所） | 2     |

（令和3年1月末現在）



### (3) 妊婦健康診査

#### 事業の概要

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

#### 提供体制・確保方策

県内 29 か所の医療機関にて実施しています。

妊娠初期から出産までの 14 回の健診実施を確保し、維持するよう取り組みます。

#### <第 2 期計画>

| (単位：人回) | 令和 2 年度  | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------|--|---------|---------|---------|---------|
| ①量の見込み  | 2,820  | 2,787   | 2,763   | 2,712   | 2,670   |
| ②確保方策   | 実施場所：契約医療機関（令和元年 10 月現在：29 か所）※町内では 1 か所<br>実施時期：妊娠届出後から出産まで |         |         |         |         |

#### <第 2 期実績>

| (単位：人回) | 令和 2 年度 |
|---------|---------|
| ①実績     | 2,064   |

(令和 3 年 1 月末現在)

#### (4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

##### 事業の概要

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

##### 提供体制・確保方策

保健相談センターの保健師等により、全ての家庭を訪問できるよう、維持・推進に取り組みます。

#### <第2期計画>

| (単位：人) | 令和2年度                        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 215                          | 212   | 210   | 207   | 203   |
| ②確保方策  | 実施機関：保健相談センター<br>実施体制：保健師 4名 |       |       |       |       |

#### <第2期実績>

| (単位：人) | 令和2年度 |
|--------|-------|
| ①実績    | 132   |

(令和2年12月末現在)

## (5) 養育支援訪問事業

### 事業の概要

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言、または家事・育児援助等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

### 提供体制・確保方策

民生児童課を主幹機関として、保健相談センター等にて実施しています。

支援の必要な家庭に対して保健相談センターや関係機関が訪問し、養育に関する指導等を行うことで、適切な養育をできるように働きかけています。また、ヘルパーが訪問して、家事・育児援助等を行うことにより、保護者の負担感を軽減し、適切な養育ができるように支援しています。

今後も関係機関と連携し、養育支援が必要な家庭の把握に努め、適切な支援につなげていきます。

### <第2期計画>

| (単位：人) | 令和2年度                        | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|------------------------------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 30                           | 30    | 30    | 30    | 30    |
| ②確保方策  | 実施機関：保健相談センター<br>実施体制：保健師 4名 |       |       |       |       |

### <第2期実績>

| (単位：人) | 令和2年度 |
|--------|-------|
| ①実績    | 29    |

(令和3年1月末現在)

## (6) 子育て短期支援事業

### 事業の概要

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

### 提供体制・確保方策

ショートステイ事業は、町外4か所の児童養護施設及び乳児院に委託して実施しています（トワイライトステイ事業については、「(8)一時預かり事業」にて記載しています。）。引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

#### <第2期計画>

| (単位：人日) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み  | 44    | 44    | 44    | 43    | 41    |
| ②確保方策   | 46    | 46    | 46    | 46    | 46    |
| ②-①     | 2     | 2     | 2     | 3     | 5     |

#### <第2期実績>

| (単位：人日) | 令和2年度 |
|---------|-------|
| ①実績     | 20    |
| ②確保方策   | 46    |
| ②-①     | 26    |

(令和3年1月末現在)

## (7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

### 事業の概要

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

### 提供体制・確保方策

ファミリー・サポート・センター事業は、板野郡5町の共同で実施しています（未就学児分については、「(8) 一時預かり事業」にて記載しています。）。

引き続き、現行の提供体制の確保に努めます。

### <第2期計画>

| (単位：人日) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み  | 46    | 45    | 46    | 48    | 48    |
| ②確保方策   | 120   | 120   | 120   | 120   | 120   |
| ②-①     | 74    | 75    | 74    | 72    | 72    |

### <第2期実績>

| (単位：人日) | 令和2年度 |
|---------|-------|
| ①実績     | 72    |
| ②確保方策   | 120   |
| ②-①     | 48    |

(令和2年12月末現在)

## (8) 一時預かり事業

### 事業の概要

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

### ① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

#### 提供体制・確保方策

町内全ての公立幼稚園で実施しています。

現在の提供体制で確保できる見通しであり、引き続き利用ニーズの動向をみながら必要に応じて提供体制の強化を図ります。

#### <第2期計画>

| (単位：人日) | 令和2年度  | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  | 令和6年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ①量の見込み  | 38,529 | 38,990 | 38,994 | 37,819 | 36,351 |
| ②確保方策   | 44,700 | 44,700 | 44,700 | 89,400 | 89,400 |
| ②-①     | 6,171  | 5,710  | 5,706  | 51,581 | 53,049 |

#### <第2期計画>

| (単位：人日) | 令和2年度  |
|---------|--------|
| ①実績     | 32,571 |
| ②確保方策   | 44,700 |
| ②-①     | 12,129 |

(令和3年1月末現在)

### ② 幼稚園以外の一時的預かり（ファミリー・サポート・センター事業（未就学児分）、トワイライトステイ事業を含む）

#### 提供体制・確保方策

一時預かり事業は、町内3か所の私立認可保育所にて実施しています。

ファミリー・サポート・センター事業は、板野郡5町の共同で実施しています。

トワイライトステイ事業は、町外3箇所の児童養護施設に委託して実施しています。

現在の提供体制で確保できる見通しであり、引き続き利用ニーズの動向をみながら必要に応じて提供体制の強化を図ります。

<第2期計画>

| (単位：人日) |                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み  |                   | 2,312 | 2,283 | 2,274 | 2,224 | 2,164 |
| ②確保方策   | 一時預かり事業           | 3,700 | 3,700 | 3,700 | 3,700 | 3,700 |
|         | ファミリー・サポート・センター事業 | 350   | 350   | 350   | 350   | 350   |
|         | トワイライトステイ事業       | 50    | 50    | 50    | 50    | 50    |
|         | 計                 | 4,100 | 4,100 | 4,100 | 4,100 | 4,100 |
| ②-①     |                   | 1,788 | 1,817 | 1,826 | 1,876 | 1,936 |

<第2期実績>

| (単位：人日) |                   | 令和2年度 |
|---------|-------------------|-------|
| ①実績     |                   | 747   |
| 内訳      | 一時預かり事業           | 691   |
|         | ファミリー・サポート・センター事業 | 50    |
|         | トワイライトステイ事業       | 6     |
|         | 計                 | 747   |
| ②確保方策   |                   | 4,100 |
| ②-①     |                   | 3,353 |

(一時預かり事業、トワイライトステイ事業は令和3年1月末現在)

(ファミリー・サポート・センター事業は令和2年12月末現在)

## (9) 延長保育事業

### 事業の概要

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

### 提供体制・確保方策

現在、全ての認可保育所（公立1箇所、私立7箇所）において実施しています。

引き続き、現行の提供体制の確保に努めるとともに、保育所が新設される場合においても実施を進めていきます。

#### <第2期計画>

| (単位：人) | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み | 287   | 283   | 282   | 276   | 268   |
| ②確保方策  | 287   | 283   | 282   | 276   | 268   |
| ②-①    | 0     | 0     | 0     | 0     | 0     |

#### <第2期実績>

| (単位：人) | 令和2年度 |
|--------|-------|
| ①量の見込み | 264   |
| ②確保方策  | 264   |
| ②-①    | 0     |

(令和3年1月末現在)



## (10) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業 [病児・緊急対応強化事業]）

### 事業の概要

病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

### 提供体制・確保方策

11市町村における広域連携事業として実施しているため、広域連携区域内の全10か所で利用が可能です。また、平成28年10月からは、板野東部ファミリー・サポート・センターにおいても、病児・病後児保育事業を実施しています。

本町の供給量は充足されておりますが、維持・推進できるよう取り組みます。

### <第2期計画>

| (単位：人日) |                   | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ①量の見込み  |                   | 488   | 482   | 480   | 470   | 457   |
| ②確保方策   | 病児保育事業            | 843   | 843   | 843   | 843   | 843   |
|         | ファミリー・サポート・センター事業 | 10    | 10    | 10    | 10    | 10    |
|         | 計                 | 853   | 853   | 853   | 853   | 853   |
| ②－①     |                   | 365   | 371   | 373   | 383   | 396   |

### <第2期実績>

| (単位：人日)    |                   | 令和2年度 |
|------------|-------------------|-------|
| ①実績        |                   | 133   |
| (うち病児保育事業) |                   | 133   |
| ②確保方策      | 病児保育事業            | 843   |
|            | ファミリー・サポート・センター事業 | 10    |
|            | 計                 | 853   |
| ②－①        |                   | 720   |

(病児保育事業は令和3年1月末現在)

(ファミリー・サポート・センター事業は令和2年12月末現在)

## (11) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

### 事業の概要

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

### 提供体制・確保方策

本町では、北島町社会福協議会に委託し、放課後児童健全育成事業に代わる事業として、児童館での登録制により、児童が安全・安心に過ごせるように放課後の居場所づくりを実施しています。

放課後児童クラブ実施に向けて、職員が研修を受け、資格を取るなど準備をしていますが、実施要件の施設面積や利用者の自己負担金の発生などの課題があります。また、現状の児童館の預かり事業でも放課後児童クラブの内容と遜色ないことから、本計画期間においては、児童館の預かり事業を継続することとします。

高学年の受け入れも合わせた見込み量に対応できるように、民間企業の導入も検討していきます。

#### <第2期計画>

| (単位：人)     |     | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| ②<br>量の見込み | 低学年 | 459   | 463   | 446   | 445   | 450   |
|            | 高学年 | 132   | 129   | 132   | 137   | 138   |
|            | 計   | 591   | 592   | 578   | 582   | 588   |
| 確保方策       |     | 550   | 550   | 550   | 590   | 590   |
| ②-①        |     | ▲41   | ▲42   | ▲28   | 8     | 2     |

#### <第2期計画>

| (単位：人)  |     | 令和2年度 |
|---------|-----|-------|
| ①<br>実績 | 低学年 | 416   |
|         | 高学年 | 47    |
|         | 計   | 463   |
| ②確保方策   |     | 550   |
| ②-①     |     | 87    |

(令和3年1月末現在)

## 「新・放課後子ども総合プラン」

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきました。

このたび、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取組をさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等による全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間（令和元年度～令和5年度）を対象とする新たな放課後児童対策のプランが策定されたため、本計画において方針を盛り込むこととします。

### ～北島町の整備方針等～

| 盛り込むべき項目                                       | 北島町の方針  |
|--|---|
| 一体型の放課後児童クラブ及び放課後子供教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量       | 本町では、北島町社会福祉協議会に委託し、放課後健全育成事業に代わる事業として、児童館での登録制により、児童が安全・安心に過ごせるように放課後の居場所づくりを実施していて、令和5年度の582名の受け入れを目指します。 |
| 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策     | 現在「北島わくわくキッズスクール」として学習等供用施設（3箇所）で開催している放課後子供教室を、一体的または連携して実施することを目指します。                                     |
| 小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子供教室への活用に関する具体的な方策      | 実施場所については、学校教育に支障のない範囲で利用を検討していきます。その際には、教育委員会、民生児童課等の関係機関が協議し連携を持ちながら実施をすすめます。                             |
| 放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策 |   |
| 特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策                        | 保護者と職員が協議し連携を持ちながら、その児童が過ごしやすい環境を配慮して、整備していきます。   |
| 地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組                 | 現在の開所時間については、放課後児童クラブにおける延長時間に該当した時間を対応しています。今後も必要に応じて保護者等と協議していきます。  |

## **(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業**

### **事業の概要**

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

### **提供体制・確保方策**

今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

## **(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業**

### **事業の概要**

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

### **提供体制・確保方策**

今後の必要性に応じて、実施を検討していきます。